

○江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例施行規則

令和四年三月三〇日規則第一四号

江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和四年三月江戸川区条例第二号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(推進会議の組織)

第三条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 二人以内
- 二 区民等 十人以内

(推進会議の会長及び副会長)

第四条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第五条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、推進会議が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

(推進会議の庶務)

第六条 推進会議の庶務は、総務部人権・男女共同参画推進センターにおいて処理する。

(苦情の申出)

第七条 条例第十六条第一項の規定による苦情（以下「苦情」という。）の申出をしようとする者は、区長に対して、苦情申出書（第一号様式）を提出するものとする。

- 2 前項に規定する苦情申出書の提出先は、総務部人権・男女共同参画推進センターとする。

(苦情の処理)

第八条 区長は、苦情の申出が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該苦情の処理をし

ないものとする。

一 裁判所において係争中の事案又は裁判所の判決若しくは決定に係る事項

二 不服申立て（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十四条に規定する不服申立てをいう。以下同じ。）において審理中の事案又は不服申立てに対する裁決等（同条に規定する裁決等をいう。）に係る事項

三 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）その他の法令の規定により処理すべき事項

四 監査委員に住民監査請求を行っている事案に係る事項

五 議会に請願を行っている事案に係る事項

六 専ら私人間の争いであると判断される事項

七 前各号に掲げるもののほか、区長が苦情を処理することが適当でないと認める事項

2 区長は、苦情の申出が前項各号のいずれかに該当するときは、当該苦情を処理しない旨を苦情不処理通知書（第二号様式）により当該苦情の申出を行った者に対して通知するものとする。

3 区長は、苦情の処理を行ったときは、その結果を苦情処理結果通知書（第三号様式）により当該苦情の申出を行った者に対して速やかに通知するものとする。

（補則）

第九条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。